瑞宝小綬章を授けるる
朝倉哲朗　伊東敏男　岩村保之
金木信男　木下忠男　砂川明芳
竹村壽弘　中田孝　中野武治
中村文衛　長瀬紘一郎　濱川隆
馬場裕司　日高恆治　松尾正俊
守田昭雄

瑞宝双光章を授けるる（各通）
講武邦治　坂本光之　新田見邦男
立入好秋　光森浩二　渡邉次郎
瑞宝単光章を授けるる（各通）（以上三月十四日）
（外務事務官）　川上隆久
瑞宝小綬章を授けるる
赤尾興亮　駒下猛　島田敏久
清水孝純　福田義博　八木憲治
瑞宝双光章を授けるる（各通）
三輪早苗
瑞宝単光章を授けるる（以上三月十五日）
小野八郎　小島修藏
瑞宝双光章を授けるる（各通）
千葉一生
瑞宝単光章を授けるる（以上三月十六日）
（福井大学名誉教授）　尾澤正毅
瑞宝中綬章を授けるる
（釧路工業高等専門学校名誉教授）　東正慶
（都城工業高等専門学校名誉教授）　西山禎一
瑞宝小綬章を授けるる（各通）
田中昭二
瑞宝双光章を授けるる
未松英　西本正人
瑞宝単光章を授けるる（各通）（以上三月十七日）
（国立大学法人職員）　藤枝憲二
瑞宝小綬章を授けるる（三月十九日）
若山幸治
瑞宝双光章を授けるる（三月二十日）
野嶋淳一

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、四月十七日シリア国の独立記念日につき、同月十六日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、四月十八日ジンバブエ国の独立記念日につき、同月十六日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、四月十九日ローマ法王台下の就任記念日につき、同月十六日御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

船舶局無線従事者証明の申請者に対する訓練の実施

電波法（昭和25年法律第131号）第48条の２第２項第１号の訓練の実施について、無線従事者規則（平成２年郵政省令第18号）第60条第２項の規定により、次のとおり公示する。

平成22年４月20日　総務大臣　原口　一博

1　訓練の実施期日及び時間　平成22年７月６日（火）から同月８日（木）までの３日間、毎日午前９時から午後４時まで。

2　訓練の実施場所　〒185―8795　東京都国分寺市泉町２―11―16　総務省情報通信政策研究所

3　申請書（訓練を受けることとなる者の船舶局無線従事者証明の申請書をいう。以下同じ。）の受付期間及び来庁時の受付時間

⑴　受付期間　平成22年４月20日（火）から５月19日（水）まで。

なお、郵送により申請書を提出する場合は、平成22年５月19日までの消印のあるものに限り、受け付ける。

⑵　来庁時の受付時間　午前８時30分から午後５時15分まで（午後０時から午後１時までを除く。）。

なお、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

4　申請書の提出先　申請書は、合格した無線従事者国家試験の受験地等を管轄する次の総合通信局又は沖縄総合通信事務所へ提出すること。

提出先	所在地
北海道総合通信局	〒060―8795 北海道札幌市北区北８条西２－１－１　札幌第１合同庁舎
東北総合通信局	〒980―8795 宮城県仙台市青葉区本町３－２－23　仙台第２合同庁舎
関東総合通信局	〒102―8795 東京都千代田区九段南１－２－１　九段第３合同庁舎
信越総合通信局	〒380―8795 長野県長野市旭町1108 長野第１合同庁舎
北陸総合通信局	〒920―8795 石川県金沢市広坂２－２－60　金沢広坂合同庁舎
東海総合通信局	〒461―8795 愛知県名古屋市東区白壁１－15－１　名古屋合同庁舎第３号館
近畿総合通信局	〒540―8795 大阪府大阪市中央区大手前１－５－44　大阪合同庁舎第１号館
中国総合通信局	〒730―8795 広島県広島市中区東白島町19―36
四国総合通信局	〒790―8795 愛媛県松山市宮田町８－５
九州総合通信局	〒860―8795 熊本県熊本市二の丸１－４
沖縄総合通信事務所	〒900―8795 沖縄県那覇市東町26－29－４Ｆ

5　その他

⑴　訓練を受ける者が多い場合は、上記以外の期日にも行うことがある。

⑵　証明書の郵送を希望するときは、申請書を提出する際に、所要の郵便切手をちょう付した返信用封筒を添えること。

⑶　申請書を提出する際に納めなければならない手数料の額は、2,450円である。

⑷　この訓練を受ける者が納めなければならない手数料の額は、19,900円である（別途交付する納付書により納付すること。）。

法　務

公証人任免

東京法務局所属公証人玉井直仁は願により公証人を免ぜられた。

松田章は公証人に任命され、東京法務局所属公証人玉井直仁の後任を命ぜられた。（以上四月十二日）（法務省）

産　業

日本工業規格

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成22年４月20日に下記の日本工業規格を制定及び改正したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成22年４月20日

経済産業大臣　直嶋　正行

記

1．制定された日本工業規格

木材・プラスチック再生複合材の耐久性試験方法	A1456
無可塑ポリ塩化ビニル製建具用形材	A5558
クリーンルーム及び関連制御環境―第８部：浮遊分子状汚染物質に関する空気清浄度	B9917―８
表面化学分析―オージェ電子分光法―装置性能を示す主要な項目の記載方法	K0161
表面化学分析―Ｘ線光電子分光法―装置性能を示す主要な項目の記載方法	K0162
表面化学分析―二次イオン質量分析法―イオン注入標準物質を用いた相対感度係数の決定方法	K0163
表面化学分析―二次イオン質量分析法―シリコン内のボロンの深さ方向分布測定方法	K0164
マイクロビーム分析―電子プローブマイクロ分析―波長分散Ｘ線分光法による点分析における定性分析のための指針	K0190
粉体（固体）の細孔径分布及び細孔特性―第２部：ガス吸着によるメソ細孔及びマクロ細孔の測定方法	Z8831―２
粉体（固体）の細孔径分布及び細孔特性―第３部：ガス吸着によるミクロ細孔の測定方法	Z8831―３